

# 衆議院消費者問題に関する特別委員会ニュース

平成 25. 10. 30 第 185 回国会第 3 号

10 月 30 日（水）、第 3 回の委員会が開かれました。

## 1 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案（内閣提出、第 183 回国会閣法第 60 号）

・参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。

（参考人）一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局長（共同代表） 河野 康子君  
弁護士

前独立行政法人国民生活センター理事長 野々山 宏君

一般社団法人日本経済団体連合会経済基盤本部長 阿部 泰久君

適格消費者団体消費者支援機構関西理事・事務局長 西島 秀向君

・森国務大臣（消費者及び食品安全担当）、岡田内閣府副大臣、福岡内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

（参考人に対する質疑）

### 豊田 真由子君（自民）

- ・消費者被害救済の実情を踏まえ、本制度を導入する意義について、河野参考人の見解を伺いたい。
- ・本制度の導入が事業活動に及ぼす影響について、阿部参考人の見解を伺いたい。
- ・本制度に二段階型訴訟制度を導入した意義について、野々山参考人の見解を伺いたい。
- ・特定適格消費者団体の認定に向けて、どのような準備を行っているか、西島参考人の見解を伺いたい。

### 武正 公一君（民主）

- ・施行後 5 年の見直し期間の妥当性、二段階目の手続における消費者への効果的な通知・公告の具体策について、河野参考人の見解を伺いたい。
- ・国民生活センターが抱えている課題・改善点、PIONET の情報共有に係る個人情報などの問題点及びADR の活用必要性について、野々山参考人の見解を伺いたい。
- ・適格消費者団体と事業者とが良好な関係を築く必要性について、阿部参考人及び西島参考人の見解を伺いたい。

### 重徳 和彦君（維新）

- ・いわゆる拡大損害、人身損害、慰謝料等は本制度の請求の対象外としているが、本制度の施行後、これらの請求がどのようになっていくと推測されるか、河野参考人及び阿部参考人の見解を伺いたい。

- ・本制度が施行された後、適格消費者団体が増えることが期待される一方、利益のみを追求するような、悪質な適格消費者団体が現れることも懸念されるが、西島参考人の所見を伺いたい。
- ・リコールの周知方法、手段、コスト、保障範囲等の事業者の苦情処理の実情について、阿部参考人の所見を伺いたい。

### 古屋 範子君（公明）

- ・消費者の立場から、現行制度にはどのような限界があるのか。また、本制度導入の意義とその影響、他団体との連携の必要性も含め、河野参考人の所見を伺いたい。
- ・現行の差止請求制度を踏まえ、特定適格消費者団体による被害回復関係業務の遂行の仕方、その適正な遂行に当たり公的な財政支援の必要性の有無について、野々山参考人の見解を伺いたい。
- ・本制度では、濫訴防止策を既に講じているが、更なる措置を講ずる必要性について、阿部参考人の見解を伺いたい。
- ・適格消費者団体としての活動に基づいた、現行制度の限界と本制度導入の意義について、西島参考人の所見を伺いたい。

### 三谷 英弘君（みんな）

- ・本制度の導入が、事業者の活動を必要以上に制約してしまう可能性について、阿部参考人の見解を伺いたい。
- ・施行前事案についての不適用に関し、施行後の加害行為

が対象となる可能性の有無及び法律の見直しにより訴訟の対象となる事案が拡大された場合に、事案によっては施行前の契約が対象となるおそれがあることについて、阿部参考人の見解を伺いたい。

- ・仮差押えが広範に認められる場合の懸念について、阿部参考人の見解を伺いたい。

### **穀 田 恵 二君（共産）**

- ・濫訴の懸念に対し、最高裁判所が昭和 63 年に不当訴訟の基準を判示した根拠及び真意について野々山参考人、また、実際に濫訴と言われるような訴訟の提起ができるかについて西島参考人の見解を伺いたい。

（政府に対する質疑）

### **宮 崎 政 久君（自民）**

- ・百貨店の化粧品売り場で購入した商品が請求対象事案となった場合、被告となるのは百貨店か、商品の製造業者か。また、請求金額は購入代金のみとの理解でよいか。
- ・本制度が機能していくためには、特定適格消費者団体となり得る適格消費者団体を増やすことが必要だと考えるが、政府の取組状況について伺いたい。
- ・法リスクを抱えることに懸念を持っている事業者、特に中小企業に対し、本制度の目的や内容等について丁寧な周知が必要だと考えるが、具体的にどのような対応を講じていくのか。

### **浜 地 雅 一君（公明）**

- ・米国のクラスアクション制度と本制度との相違点について伺いたい。
- ・一段階目の共通義務確認訴訟について、対象消費者の範囲の特定を厳格に行うことができるのか。また、その範囲についての事業者の不服申立はどの段階で行うことができるのか。
- ・本制度の訴訟費用は一般的な民事訴訟と比較して非常に安価である。それは、訴訟の目的の価格が財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなされるからであるが、必要性は理解できるものの、許容性の観点からなぜそのような解釈ができるのか。

### **中 根 康 浩君（民主）**

- ・特定適格消費者団体の認定要件は、差止請求関係業務を相当期間にわたり行っていること、被害回復関係業務を遂行するための体制整備がなされていること、被害回復

- ・濫訴を防止するため、一段階目の手続についても、特定適格消費者団体は一定数以上の消費者からの授権を要することとするという修正の提案について、河野参考人及び西島参考人の見解を伺いたい。

- ・特定適格消費者団体に対する具体的な支援の在り方について、西島参考人の見解を伺いたい。

### **青 木 愛君（生活）**

- ・本制度についての今後の検討課題について、各参考人の見解を伺いたい。
- ・本制度の国民への周知の具体的なアイデアについて、各参考人の見解を伺いたい。

関係業務を遂行するに足る経理的基礎を有することなど、非常に厳しい要件となっているが、その理由について、森国務大臣の見解を伺いたい。

- ・相当多数には発生していない消費者財産被害、個別性の高い損害など、本制度の訴訟対象とはならない事案の場合、被害者はどのような制度により救済されることとなるのか。
- ・本法案は、人の生命・身体に生じた損害や慰謝料等については対象請求権から除外されており、かなり対象が絞られているのではないかと考えるが、その理由を伺いたい。

### **泉 健 太君（民主）**

- ・海外の集団的な訴訟制度では、認定消費者団体以外を手続進行主体としている国があるが、本制度においても、例えば、東京都消費者被害救済委員会等のように消費者問題に対して斡旋などにより紛争解決を図っている行政機関等を手続進行主体とすることの可能性について、政府の見解を伺いたい。
- ・通知・公告の費用は、特定適格消費者団体が負担することとなっているが、本制度における通知・公告の費用負担について、事業者負担にせよ、公益性の高いものとして総務省と郵送料の軽減措置を図ることなども検討すべきと考えるが、いかがか。
- ・一段階目の手続において共通義務が確認された後は、対象消費者の加入を促すため、被告の事業者が会見を開くことを義務付けるべきではないか。

### **上 西 小百合君（維新）**

- ・被害消費者は、どこの相談窓口に行けばいいのか分からないというのが実情である。こうした状況を踏まえ、本

制度の周知徹底の在り方について、森国務大臣の見解を伺いたい。

- ・本制度において、不法行為に基づく損害賠償請求については、債務の履行する事業者も当該契約を勧誘し勧誘させた者も被告適格となるが、被害者の意思とは関係なく、勧誘し勧誘させた知人・身内が被告となることはあるのか。
- ・被害者の中には、被害を受けたことを周りに知られたくない人もいると考えるが、事業者から提供された顧客名簿等により、本制度における原告にされてしまうことはあるのか。顧客名簿等による個人情報の取扱について、プライバシー保全の観点から、どのような対応がとられているか。

### 重 徳 和 彦君 (維新)

- ・附則第2条（経過措置）に関し、施行前の事案については本制度を適用しないこととした理由についての第183回国会における答弁を、消費者庁に確認したい。
- ・施行前の契約について施行後に解約をする際に不法行為に基づく加害行為が行われた場合、当該行為を施行後の不法行為とする解釈は成り立つか否かについて、消費者庁の見解を伺いたい。
- ・消費者委員会による「詐欺的投資勧誘に関する消費者問題についての建議（平成25年8月6日）」に関し、特定商取引法の定める指定権利制の存廃を巡り、消費者委員会と消費者庁の見解が分かれているが、特定商取引法の規制対象となる権利の全てを政令で指定できるものではないとの立場から、指定権利制を廃止すべきと考えるが、消費者庁の見解を伺いたい。

### 三 谷 英 弘君 (みんな)

- ・濫訴の定義、また、敗訴の可能性が高いと予測しながらも裁判を起こす意義があるとして提訴することは、濫訴に当たるか否かについて、森国務大臣の見解を伺いたい。
- ・事業者側がリコール等を行っている事案については訴訟を提起できないこととするようガイドラインを策定する必要性について、消費者庁の見解を伺いたい。
- ・一段階目の手続についても、特定適格消費者団体は一定数以上の消費者からの授權を要することとすべきと考えるが、森国務大臣の見解を伺いたい。
- ・二段階目の手続における被告適格、一段階目の手続における支配性要件（第3条第4項）に基づく訴えの却下及び一段階目の手続における和解の内容について、消費者庁の見解を伺いたい。

### 青 木 愛君 (生活)

- ・適格消費者団体が平成19年の制度創設から6年間で11団体しか認定されていないことに鑑み、認定要件を緩和する等の必要性について、森国務大臣の見解を伺いたい。
- ・一段階目の手続における和解については、事案により、金銭支払だけでなく、修理や部品交換もできるようにすること及び個々の消費者が参加できるようにすることについて、消費者庁の見解を伺いたい。
- ・二段階目の手続における通知・公告費用については、特定適格消費者団体の負担ではなく、事業者側の負担とすべきと考えるが、消費者庁の見解を伺いたい。